

○鹿角高等学校魅力化ビジョン検討委員会設置要綱

鹿角高等学校魅力化ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 秋田県立鹿角高等学校は、地域の教育力の維持・向上に欠かすことが出来ない貴重な教育的資源であり、地域の将来を支える人材を育成する拠点であることを踏まえ、将来に渡って魅力的で持続可能な高校であり続けることを目指し、「鹿角高等学校魅力化ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を作成するため、鹿角高等学校魅力化ビジョン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) ビジョンの作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンの作成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は次に掲げる団体又は機関から推薦された者(以下「委員」という。)で構成し、鹿角市教育委員会が委嘱する。

- (1) 秋田県立鹿角高等学校
- (2) 秋田県鹿角地域振興局
- (3) 鹿角市
- (4) 小坂町
- (5) 鹿角市教育委員会
- (6) 小坂町教育委員会
- (7) 鹿角校長会
- (8) かづのPTA連合会
- (9) かづの商工会
- (10) かづの農業協同組合

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、鹿角市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。